

令和3年度PET（陽電子放射断層撮影）検査利用申込みについて

1 助成対象者

令和3年度末において、30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が助成対象です。

なお、同一年度において、PET検査と人間ドック両方の助成は受けられません。

2 受診期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 助成金額

52,000円

4 PET検査実施機関一覧

検査実施機関	検査料金(税込み)	電話番号	検査実施曜日
栃木県済生会宇都宮病院	111,650円	028-643-4441	月～金（全て午後）
宇都宮セントラルクリニック	111,320円	028-657-7302	月・水～土
国際医療福祉大学病院	93,500円	0287-38-2751	月～土（土は第2・4）

※ 検査料金等は令和2年10月1日現在になりますので、変更となる場合があります。

5 申込期限

「令和3年度PET検査利用申請書」に必要事項を記入し、各所属所の提出期限までに共済組合事務担当課に提出してください。

6 利用承認書の交付

共済組合から「PET検査利用承認書」を交付しますので、検査当日に検査機関へ提出してください。併せて組合員証（組合員被扶養者証）の提示をお願いします。

7 検査日の変更・取消し等 ※検査日直前のキャンセルは、キャンセル料が発生することがあります。

- 利用承認書の交付後にやむを得ず検査日を変更したい場合は、検査機関と直接日程調整をしてください（日程変更のみの場合は当組合への連絡は不要です）。利用承認書は手書きで修正してください。
- やむを得ず検査機関を変更したい場合や提出期限後の申請は、検査機関に直接申込みをしてから、所属所を通して利用申請書を当組合へ提出してください。変更の場合は、変更前の検査機関への取消を直接連絡してから、利用承認書を当組合へ返却してください。
- やむを得ず利用を取消したい場合、または組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の資格を喪失した場合は、検査機関に直接連絡してから利用承認書を当組合へ返却してください。
なお、資格喪失日以降に受診し助成を受けた場合は、後日返還請求を行います。
- 検査希望年月日を基に検査機関が検査日を指定しますので、指定された検査日に受診できないときは、お早めに検査機関と直接日程調整を行ってください。

8 PET検査における諸注意

- (1) PET検査は、ブドウ糖に近い成分の検査薬を体内に注射するため、当日の血糖値の数値などによっては、検査が行えないことがあります。その場合、キャンセル料は発生しません。
- (2) 各検査機関で行うPET検査は、PET検査とCT検査をあわせて行う「PET/CT検査」となるため、その分被曝量が多くなりますが、健康上問題とはならない量とされています。

9 個人情報について

申請書に記載された個人情報は、受付事務処理のために検査機関へ提供しますが、当該事由以外の目的には使用しません。

10 事業主健診等について

PET検査は、労働安全衛生法上の法定項目及び特定健康診査の検査項目を満たしていませんので、組合員は別途事業主健診の受診が必要です。

特定健康診査対象者（40歳～74歳の被扶養配偶者、任意継続組合員及び任意継続組合員被扶養配偶者）は、5月に「特定健康診査受診券」を自宅へ送付しますので、住民健診または個別健診を受診してください。

